

令和7年度

教育行政執行方針

訓子府町教育委員会

Ⅰ はじめに

令和7年第1回定例町議会の開会にあたり、訓子府町教育行政の執行に関わる主要な施策について申し上げ、町民の皆さま並びに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

人口減少や少子高齢社会の進行、グローバル化や情報技術の進展などにより、人々の価値観やワークスタイルが大きく変わり、これまでの知識や経験だけで物事を解決に導く方法、手がかりを見出すことが難しい時代となっております。

また、地震をはじめ台風や豪雨といった自然災害や物価高騰など、私たちを取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

こうした変化の激しい、先が見えないこれからの時代にあつて、将来にわたって持続発展していくためには、子どもたちが自らの良さや可能性を認識するとともに、尊厳を守り、多様な人々と協働しながら、新たな価値を作り出し、未来を担う社会の創り手となる人材を育成する教育が重要になっているところです。

「教育は人づくり」の視点に立ち、誰一人取り残さない、すべての人の可能性を引き出し、家庭・学校・地域でともに学び合う社会の実現に向けた教育の推進に努めてまいります。

II 教育行政執行方針の基本的な考え

急激に変化している社会状況の中で、多様化・複雑化する教育課題の解決のため、「第6次訓子府町総合計画」や令和6年度に策定の「第3期訓子府町教育大綱」「第3期社会教育中期計画」「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、未来を担う子どもたちが、生き生きと自分らしく成長できるよう家庭・学校・地域の教育力を高め、また、世代に応じた文化・スポーツ活動の環境をつくり、活力ある地域社会を形成することができる教育行政の推進に努めてまいります。

III 主要施策の推進

1 学校教育

はじめに、「学校教育」における取り組みについて申し上げます。

目まぐるしく変化する激しい時代にあって、誰一人取り残さない教育を実現するためには、一人ひとりの状況を的確に把握したうえで、自ら学び、考え、課題を発見して解決する「生きる力」を育むことが重要です。

そのため、子どもたちの個性を伸ばし、必要な資質・能力を身に付けさせる学びの環境づくりに努めてまいります。

また、学校と家庭、地域が連携を図りながら、多様な体験活動を通して地域と一体となった、ふるさと教育「くんねっぷ学」

を推進いたします。

さらに、就学前から義務教育までの一貫教育や、訓子府高等学校と連携した「訓子府スタイルの幼小中高連携教育」の充実を図ってまいります。

(1)確かな学力の育成

- 「確かな学力」を身に付けるためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得が必要であり、そのためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、町単独の臨時講師を配置し、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導体制を図ってまいります。
- 1人1台のタブレット端末や授業支援・学習支援のためのツールなどICT環境を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進に努めるとともに、学校と家庭が連携した情報モラル教育の充実を図ってまいります。
- 教職員一人ひとりが高い指導力と専門性の向上を図り授業改善に取り組んでいくための支援を行うとともに、教職員の働き方改革とあわせた職場環境づくりに努めてまいります。
また、教職員用パソコンを更新し、児童生徒の情報を可視化するなど教育支援に活用することで、業務の効率化、負担軽減に努めてまいります。
- 各学校での外国語授業の対応やコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するため、認定こども園と各小

中学校、訓子府高等学校へ語学指導助手を派遣します。

(2)豊かな心と健やかな体の育成

- 豊かな人間性の育成のため、地域での交流や文化・芸術活動などの多様な体験活動とあわせ、道徳教育の指導充実を図り、生命を大切にし、他者を思いやる豊かな心を育み、規範意識を高めるなどの取り組みを進めてまいります。
- 読書活動は、言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできない活動であることから、学校図書館システムの活用を図り、図書館司書の派遣を継続し、各学校の担当教職員や児童生徒との連携を深めながら読書活動を推進してまいります。
- いじめ、不登校の問題については、「いじめは絶対許されない」との共通認識のもと、「いじめ」「不登校」の手引きの活用やアンケート調査、教育相談の実施、日常的な指導とあわせて、家庭や関係機関と連携を図りながら、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、多様な児童生徒に寄り添った支援を行ってまいります。
- 子どもたちの健康保持のために、各種健康診断、フッ化物洗口などを実施し、疾病の早期発見や予防につなげるとともに、健康に関する正しい知識や生活習慣を身に付けるための健康教育を推進してまいります。

(3)地域と連携した教育力の向上

- 地域全体が学校の応援団となり子どもたちの成長を支えていくコミュニティ・スクールについては、地域資源や人材の育成を図り「訓子府スタイル」である認定こども園から小中学校、訓子府高等学校までが一体となった特色ある教育活動を行ってまいります。
- 部活動の地域移行につきましては、関係団体や近隣自治体と連携を図りながら、本町の課題や児童生徒、保護者、地域の実情・意向なども踏まえて「訓子府スタイルの部活動のあり方」を検討してまいります。
- 地元農産物など地場産品の活用を通し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、地域の産業や食文化を学ぶなど食の大切さを知る食育事業を推進してまいります。
- 物価高騰に伴う給食材料費の増額分については、給食費を値上げすることなく町から支援を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

(4)学びのための教育環境の充実

- 子どもたちが快適で安心して学べる良好な学習環境のため、学校施設や設備の適正な点検や維持管理に努めるとともに、老朽化が進んでいる各小中学校の近い将来に向けた施設整備のあり方について、具体的に検討してまいります。

訓子府小学校の黒板張替、電気暖房温度入力ターミナル修繕、

居武士小学校の電気暖房部品修繕、舞台幕吊替等修繕、訓子府中学校の体育館ボイラー更新及び煙突改修、トイレ洋式化・物置引戸・教室カーテン・給湯器・警報機の修繕、各学校のネットワークアセスメント調査などを実施してまいります。

- 自らの安全は自らが守るの視点に立ち、家庭・学校・地域・関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災などに関する安全教育活動を推進してまいります。

また、自転車通学を行う児童生徒に対して、通学用ヘルメットの貸出しや購入費補助を継続します。

- 特別な支援を必要とする子どもたちに対して、学習面や学校生活を支えていくため、町単独の特別教育支援員の配置を継続し、切れ目のない支援の継続と発達や特性に応じたきめ細やかな対応を図ってまいります。

また、専門機関による「発達支援事業」を通じ、一人ひとりに応じた指導の充実を図り、家庭との連携、支援の継続を図ってまいります。

- 子どもたちの将来が経済的環境に左右されることなく、就学に関わる機会均等を図るため、就学援助事業や奨学資金貸付事業を継続し、学びの保障を行ってまいります。

(5)訓子府高等学校の振興と存続

- 町を挙げて訓子府高等学校の振興に努めているところです

が、少子化による中卒者の減少や北見地域の高校配置のあり方などにより、今後の高校配置計画への影響が懸念されているところです。

また、北海道の「これからの高校づくりに関する指針」の改定により、普通科第1学年1学級である訓子府高等学校にとっては、大変厳しい内容となっています。

こうした状況を踏まえ、訓子府高等学校の魅力ある学校づくりや通学困難区域の生徒を対象とした「通学バスの運行」「給食の提供・通学費助成・進路支援」などの町からの手厚い支援による効果から、近年、入学希望者が増えているところです。

訓子府高等学校は、地域の教育力の向上や人材育成、地域課題の解決など本町のまちづくりにとって重要な教育機関であり、北海道教育委員会や訓子府高等学校と協調し、魅力ある高校づくりを行いながら入学者確保に努めてまいります。

今後も、PTAや関係機関・団体と協力しながら、全町一体となった訓子府高等学校の振興・存続に向けた取組みを推進してまいります

2 子育て支援・認定こども園

2点目に、「子育て支援・認定こども園」における取り組みについて申し上げます。

少子高齢社会の進展する中、本町では、誰もが安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりのため、令和7年度からの5年間の計画期間とする「第3期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭・地域・子育て施設などが連携を図りながら「ともに支え合い、安心して子育て、元気に子育てができるまち」を目指してまいります。

また、認定こども園については、子どもたちの生涯にわたる学びと人間力の育成に重要な時期であり、豊かな生活や遊びを通じて、子どもたちの健やかな成長を図り、保護者との連携、情報発信を行いながら、安心して信頼される教育・保育の充実に努めてまいります。

(1)子どもを育てる環境整備

- 安心して子どもを産み育てるために、国の制度による3歳以上の「幼児教育・保育の無償化」のほか、本町独自の保育料・給食材料費の完全無償化により、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。
- 子育て家庭への包括的な支援を行うため、関係機関との連携を図り、妊娠から出産、子育て期にわたり切れ目のない支援に取り組むとともに、「子育てアプリ」やSNSなどを活用し、子育てに関する情報の発信に努めてまいります。
- 安心して子育てができる支援の充実に努めるために、乳児家庭訪問や成長に応じた子育て支援の教室、乳幼児健康診査、

健康相談等の各種事業を実施してまいります。

- 乳幼児をもつ保護者の育児負担軽減とリフレッシュのため「託児無料事業」を継続し、子育て支援センターと連携したきめ細やかな子育て支援を図ってまいります。
- 発達に関し支援が必要な子ども・家庭に対し、乳幼児健康診査や健康相談をはじめ、子育て施設などと連携した発達支援事業により、早期発見・療育を行い、一人ひとりの発達や特性に応じた、きめ細やかな支援体制や多様化する子育てニーズへの相談体制の充実に努めてまいります。
- 子どもの健康については、定期予防接種のほか、インフルエンザ、おたふくかぜなどの任意予防接種や虫歯予防のためのフッ素塗布に対する費用の一部助成を継続してまいります。

(2)子育て支援センター機能の充実

- 子育て支援センターは、乳幼児期の子どもと親が交流を深める場として、誰もが参加しやすい各種行事や子育て講座・学習会などを開催し、子育ての悩みなどを気軽に相談できる体制の充実に図り、子育て不安の解消に努めてまいります。
- 育児負担の軽減や各種行事での託児において、子育てボランティアの「メロンキッズ」と連携し、託児など一時預かり事業の充実に図ってまいります。

(3)児童センター機能の充実

- 児童センターは、放課後や週末、学校休業日に安心して過ごせる場として、自由に活動や学習、遊びができる環境を整備し、子どもの健全育成に努めてまいります。
- 保護者の就労形態の多様化により利用児童や特別な支援を必要とする児童が増えていることから、これらに対応した支援体制の充実を図るとともに、自由に活動や学習、遊びができる環境を提供し、子どもたちの健全育成に努めてまいります。

(4)認定こども園機能の充実

- 認定こども園の特徴を活かし、はだし保育やリズム運動、自然との触れ合い、異年齢交流などにより、乳幼児期からの健康な体づくりや豊かな人間性、社会性を育てていきます。
- 保護者の就労形態の多様化などにより未満児の入園率が高まっていることから、必要な保育教諭を確保し安定した保育体制を維持するとともに、保育教諭などの研修機会の充実を図り、教育・保育の質の向上に努めてまいります。
- 発達に特性がみられる子どもを支援するために、支援員や保育補助員の配置を継続するとともに、関係機関と連携した発達支援事業を行い、きめ細やかな支援に努めてまいります。
- 自園給食による地元農産物の活用や正しい食習慣を身に付ける食育活動に取り組むとともに、食物アレルギー対策な

ど安全・安心な給食の提供を行ってまいります。

- 園児のお昼寝用布団を「お昼寝コット・メッシュシート」に更新し、衛生面や管理面での軽減を図ってまいります。
- 今年度は、開園10年目を迎えることから在園児や卒園児、町民を対象に記念事業を開催し、交流を深める取り組みなどを実施してまいります。

3 社会教育

3点目に、「社会教育」における取り組みについて申し上げます。

人口構成の急激な変化は、地域の教育力や地域コミュニティの維持に大きな影響を与えています。地域コミュニティの活性化や互いに支え合う社会を町民が自主的に作り上げていく力をつけていくための学習や活動の支援が必要であり、町民が地域で楽しく活動し、学び続け、学んだことを活かして活躍できる地域づくりが求められています。

このような時代と社会情勢の変化に対応した学習機会の充実を図るために、令和7年度からの5年間を計画期間とする第3期訓子府町社会教育中期計画を策定し、様々な学習・文化・スポーツなどの活動を通じて、町民一人ひとりが心の豊かさと健康を実感しながら生涯にわたり学び続けることができるよう『すこやかな心と体で「ちょっといいね！」の地域づくり』を目指してまいります。

(1)幼少年教育の充実

- 幼少年期については、人生の基礎を培っていく時期であり、さまざまな体験活動を通してたくましい人材を育むため「放課後子ども教室」や「通学合宿」を実施してまいります。また、子ども会育成連絡協議会とともに「子ども110番の家」や、コミュニティ・スクールで実施している「ながら見守り」などの活動を継続実施し、子どもたちを守り育てる地域づくりを推進してまいります。

(2)青年教育の充実

- 青年期については、幼少年期に得たさまざまな経験をもとに大きな飛躍に向けて更なる経験を重ねていく時期であり、地域に根ざした実践的な学習・文化活動を行っている青年団体への支援を継続してまいります。また、「産業後継者研修事業」などを通じて、地域のリーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

(3)成人教育の充実

- 成人期については、社会的役割を意識し、主体的な活動を行っていく時期であるため、多様化・高度化する学習ニーズや地域課題に対応した「公民館講座」や「くんねっぷの未来づくり大会」を開催してまいります。また、「くんねっぷ巡回講座」や「わくわく地域づくり活動支援事業」を各関係機関と連携しながら継続実施し、団体やグループによる主体的な学習や文化・スポーツ活動のための支援に努めてまいります。

す。

(4)高齢者の学習支援

- 高齢期については、知恵と技を次世代に伝えることを求められる時期であり、生きがいづくりと個々の能力や適性に応じた社会参加を促し、健康で明るく豊かな生活を送ることができる学習支援に努めてまいります。

「若がえり学級」では、世代間交流や気軽に参加できる学習プログラムを取り入れ、健康で生きがいを持てるような学習活動を支援してまいります。また、「シニア健康教室」など、スポーツセンターや福祉保健課と連携して、高齢者の健康維持のための学習機会の充実を図ってまいります。

(5)文化・芸術活動の推進

- 文化・芸術活動については、「文化芸術活動方針」に基づき、多くの町民が文化・芸術に触れられる機会の提供と主体的な活動の支援に努めてまいります。

「アートなまちプロジェクト」は、武蔵野美術大学と連携を図りながら、誰でも気軽に参加できる参加型・体験型のワークショップなどを開催してまいります。

- 文化・芸術に親しみ、学習成果を発表する機会の提供については、「音楽の広場」や町文化連盟と共催で「秋の文化祭」、町民実行委員会による「町民芸術劇場」などを開催してまいります。また、歴史館を拠点として郷土の歴史を学ぶ企画展や講座を実施するなど、町民共有の財産である郷土資料と文

化財の保存・活用を図ってまいります。

(6)図書館

- 図書館については、「読書活動推進計画」に基づき、子どもから高齢者まで、生涯にわたって読書を楽しめる環境整備に努めるとともに、高度情報化社会などに対応した、誰もが快適に学び「本のある生活を支える図書館」の新たな整備に向けた検討を進めてまいります。
- 「健やか絵本贈呈」「子どもの読書セミナー」「親子で絵本とあそぼう！（絵本ライブ）」など、親子で絵本を楽しむ機会を提供するとともに、図書宅配サービス、移動図書、高齢者への読み聞かせや道内作家などを講師に「文学講座」を開催し、幅広い世代が読書に親しめる環境づくりを推進してまいります。また、各小中学校への司書派遣を継続実施し、児童生徒の読書活動の充実を図ってまいります。

(7)スポーツ健康活動の推進

- スポーツセンターにインストラクターを継続配置し、地域おこし協力隊員とともに、運動や健康づくりに対してのきめ細やかなサポートを行ってまいります。また、高校生の視点で町のスポーツ振興を考える訓子府高校連携事業を実施するなど、各学校と連携し、地域特性を活かした異世代交流の機会提供と町民の健康増進やスポーツ活動の推進に努めてまいります。

(8)社会教育関係団体への支援

- 社会教育関係団体による活動の活性化を促すため、活動費や大会派遣費の助成を継続するとともに、各種大会開催にかかる経費の補助、指導者の養成と研修機会の確保、団体・サークル間の交流等の支援を継続するとともに、積極的な情報発信を行い、学習・文化・スポーツ活動による地域コミュニティの強化を図ってまいります。

(9)社会教育施設の運営・整備

- 学習・文化活動の拠点施設である公民館については、多様な学習ニーズに対応するため、利用者懇談会などでの意見や要望を取り入れ、快適で利用しやすい施設運営と学習環境整備に努めてまいります。また、非常用照明器具交換修繕、舞台吊物等保守点検、講堂ワイヤレスマイク更新などを実施し、利用者の安全と快適な施設整備を進めてまいります。
- スポーツセンターについては、本町のスポーツと健康づくりの拠点施設として安全性に配慮し、トレーニング機器の更新を行うなど、子どもから高齢者まで、いつでも気軽に楽しく利用できる施設運営に努めてまいります。
- 温水プールについては、公共施設長寿命化修繕計画に基づき、大規模改修に向けての実施設計を行い、快適で安全に利用できる施設運営に努めてまいります。
- 屋内ゲートボール場については、競技コートの凹凸を解消するため、整地整備事業を実施してまいります。
- 屋外体育施設の野球場の芝生については経年劣化と近年

の高温などの影響により傷みが激しいことから補修を行ってまいります。また、パークゴルフ場の芝生再生事業と目土散布については年次計画の最終年として実施し、簡易トイレの更新も行うなど、快適な環境整備に努めてまいります。

以上、令和7年度の教育行政に関わる主要施策について申し上げます。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政の執行方針といたします。